

○甲南大学六甲アイランドグラウンド使用細則

昭和62年3月5日
六甲アイランド体育施設運営委員会承認
改正 昭和62年 7月 9日
平成22年 2月17日
令和5年2月16日

(趣旨)

第1条 この使用細則は、甲南大学六甲アイランド体育施設規程に基づき、甲南大学六甲アイランドグラウンド施設(以下「グラウンド施設」という。)の使用に関する必要な事項を定めるものとする。

(グラウンド施設)

第2条 グラウンド施設は、次の施設が含まれる。

- (1) 北グラウンド(競技場)施設 野球場、アメリカンフットボール場兼ラクロス場、ラグビー場兼サッカー場、ホッケー場兼ハンドボール場、ゴルフ練習場、アーチェリー場、自動車部練習場
- (2) 南グラウンド(競技場)施設 陸上競技場、陸上競技場インフィールド、テニスコート、弓道場、プール、運動部室
- (3) 三木記念体育館施設
- (4) 共同施設

(使用資格)

第3条 学生の課外体育活動におけるグラウンド施設の使用は、体育会本部においてあらかじめ選考し、学生生活支援センター所長及びスポーツ・健康科学教育研究センター所長が承認した団体に限る。

(使用責任)

第4条 グラウンド施設の使用団体の責任者は、部室及び使用施設の施錠、盗難予防、防災等の責任を負うものとする。

(使用調整)

第5条 学生の課外体育活動におけるグラウンド施設の使用は、体育会本部が使用団体の調整を行い、その使用予定表をスポーツ・健康科学教育研究センター所長に提出しなければならない。

(使用時間)

第6条 使用時間は、午前8時から午後9時までとする。

2 前項の使用時間を超えて使用する場合には、その責任者があらかじめスポーツ・健康科学教育研究センター所長に届け出なければならない。

(使用上の注意)

第7条 グラウンド施設を使用するにあたっては、常に次の共通事項を厳守し、違反しないよう留意しなければならない。

- (1) グラウンド施設内での飲酒、喫煙及び火気の使用は、禁止する。
 - (2) グラウンド施設内へ革靴、下駄、スリッパ等で立ち入ることを原則として禁止する。
 - (3) グラウンド施設内への自動車、単車及び自転車の乗り入れを禁止する。
 - (4) グラウンド施設内へ持ち込んだ器具類、不要な物等は、放置してはならない。
 - (5) グラウンド施設を共同使用する場合は、特に事故防止に注意しなければならない。
 - (6) グラウンド施設を損傷する行為や近隣住民に迷惑を及ぼすような行動は、厳に慎まねばならない。
 - (7) その他スポーツ・健康科学教育研究センター所長及び管理人の指示に従わねばならない。
- 2 グラウンドのうち人工芝グラウンドの使用にあたり、次の共通事項を厳守し、違反しないよう留意しなければならない。
- (1) 金属刃スパイクで入場することは基本的に禁止する。
 - (2) ベンチ等の必要なものを除き、人工芝グラウンド内に物を持ち込んではいけない。
 - (3) 散水は、充填材・砂が移動しないよう一箇所には撒かず均等に撒くこと。
 - (4) 入場の際は、シューズの泥をよく落とすこと。
 - (5) 同じ箇所を繰り返し使用すると磨耗の原因となるため、なるべく違う箇所を使用すること。
 - (6) 人工芝の上にローリングタワー等の重量物を置く場合は、脚部をコンクリートパネルで養生すること。また、転倒防止に留意すること。
- 3 部室の使用にあたり、次の事項を厳守し、違反しないよう留意しなければならない。
- (1) 部室内は、各部において清掃し、備品、用具等は常に整理整頓を行わねばならない。
 - (2) 部室内の設備及び備品を管理人の許可なくして他に移動させてはならない。
 - (3) 部室内を釘その他により損傷又は汚損してはならない。
- 4 共同施設である更衣室(シャワー室を含む。)、便所等の共用の器具及び備品は大切に取り扱い、整理整頓に努め、他に迷惑をかけないように注意しなければならない。

第8条 前条に規定する事項以外の遵守事項は、各施設において別に定める。

(罰則)

第9条 この細則に違反した場合は、甲南大学六甲アイランド体育施設運営委員会の議を経て、使用を禁止する。

附 則

この細則は、昭和62年3月5日から施行する。

附 則

この細則は、昭和62年7月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。